

大阪府の周産期医療体制 ～安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのため、周産期医療体制の整備を進めています～

周産期とは？

妊娠満22週から出生児満7日未満までをいい、この時期は母子ともに異常が発生しやすく、突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方から一貫した総合的な医療体制が必要であることから、特に周産期医療と表現しています。

大阪府周産期医療体制検討部会

計画の進捗管理や方針決定

大阪府医療計画

母体の脳血管障害、心疾患、外傷等の産科領域以外の合併症など、最重症の場合には、救命救急センターを併設している周産期母子医療センターに連絡し、搬送。

最重症合併症妊産婦受入医療機関

救命救急センター

極・超低出生体重児や重症な産科合併症などさらに高度な周産期医療が必要な場合には、総合周産期母子医療センターに連絡し、搬送。

ハイリスク分娩等緊急事態が生じた場合には、主治医(囃託医)を通じて地域の拠点病院である地域周産期母子医療センターに連絡し、搬送。

NMCS (新生児診療相互援助システム)
OGCS (産婦人科診療相互援助システム)

総合周産期母子医療センター

地域周産期母子医療センター

産婦人科救急搬送体制確保事業

(旧:産婦人科一次救急医療ネットワーク整備事業)
府内3カ所(北部、中部、南部)

未受診妊産婦
(かかりつけ医
のない妊産婦)

かかりつけ医の
ある妊産婦

正常分娩

主治医や担当助産師が決定

妊娠

受診

●●病院
□□診療所

定期受診

●●病院
□□診療所

入院・出産

●●病院
□□診療所

退院

時間の流れ

分娩のリスク